

設備投資で法人税が免除される、税制優遇制度とは？

2020.03.13

「IT導入補助金」「省エネ補助金」「ものづくり補助金」など、企業が設備投資に活用できる補助金には知名度の高いものも数多くありますが、更にお得に設備導入を進めたい方にオススメなのが法人税の控除等が受けられる「税制優遇制度」の利用です。

今回紹介するのは中小企業等の設備投資の際に利用できる「中小企業投資促進税制」「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」「中小企業気鋭強化税制」という3種類の税制優遇制度です。

これらの税制優遇制度は企業が設備投資等を行う場合に、投資金額に応じて法人税等の還付が受けられるというのですが、顧問の税理士がいない中小企業の経営者の中には、これを知らずに毎年損をしてしまっているという方も非常に多くいらっしゃいます。

補助金制度と税制優遇は同時に活用する事も出来ますので、気になる方は是非当記事で詳細をご確認ください。

中小企業投資促進税制とは？【申請難度☆】

・中小企業が設備投資を行う場合に、法人税(所得税)の控除、または特別償却が利用できる制度です。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは【申請難度☆☆】

・商業・サービス業・農林水産業についてはこちらへの申請になります。

中小企業経営強化税制と【申請難度☆☆☆】

・中小企業が「経営力向上計画」に基づいて設備導入を行った場合に利用できる税制優遇制度です。金額的なメリットが最も大きい制度です。

製造機械や測定工具等の設備投資には「中小企業投資促進税制」

中小企業投資促進税制は、中小企業が機械装置等を導入する設備投資を行う場合に、取得価額の「30%の特別償却」または「7%の税額免除」が受けられる税制優遇制度です。

税務署で行う確定申告の際に、税制優遇の対象となる導入設備の詳細など必要事項を記載して提出すれば適用を受ける事ができます。

対象設備は「1.機械装置」「2.測定工具及び検査工具」「3.ソフトウェア」「4.普通貨物自動車」「5.内航船舶」の5つの区分です。

【中小企業投資促進税制の概要】詳しくはコチラ

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数1000人以下の個人事業主 	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品貸業及び映画業以外の娯楽業を除く） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

例えばこんな設備の導入に利用されています。

- 1.小売業飲食店業など：在庫管理システム、POSレジシステムなど
- 2.製造工場：マシニングセンタ、産業用ロボット、生産管理システムなど
- 3.運送業：貨物用の4tトラック、内航船舶、運行管理システムなど
- 4.農業：コンバイン、トラクターなど

対象設備等には取得価額の下限設定があるため、農業や運送業、製造業以外では単品の取得価額に規定がない、ソフトウェアの導入が主な用途となるのではないのでしょうか。

以前はパソコンやデジタル複合機、測定機器なども幅広く対象となっていました。平成29年度の改定によって汎用性の高い設備については対象外となりました。

【対象事業者】

中小企業者等※税額控除は、個人事業主、資本金3000万円以下の法人

【対象となる減価償却資産(設備等)】※参照元:中小機構HPより

減価償却資産の種類	取得価額
機械装置	単品160万円以上
測定工具および検査工具	• 単品120万円以上 • 複数の合計額が120万円以上 (単品30万円以上)
ソフトウェア	• 単品70万円以上 • 複数の合計額が70万円以上
普通貨物自動車	車両総重量3.5 t 以上
内航船舶	(取得価額×75%の部分)

※取得価額の下限設定があるため、安価な導入設備については対象外となる事があります。

【優遇内容】

制度を利用する中小企業者が、下記のどちらかを選択します。

1.30%の特別償却

通常の減価償却の限度額に、特別償却を加算できます。

2.7%の税額免除

設備投資額の7%分の法人税が控除されます。

【申請方法】

確定申告の際に必要な事項(導入設備の詳細など)を記載して税務署に提出する事で適用を受ける事が出来ます。

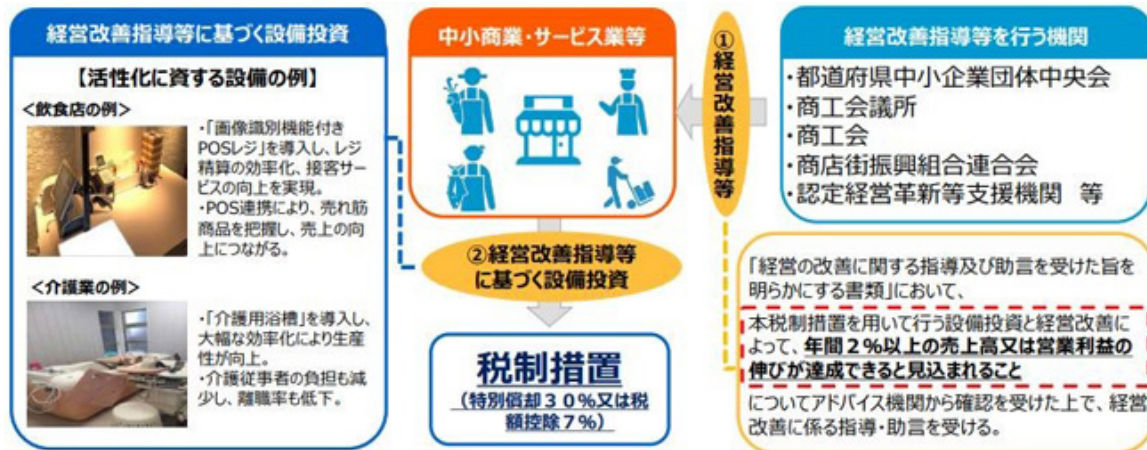
商業・サービス業・農林水産業は「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」

中小企業投資促進税制がマッチしづらい「商業・サービス業・農林水産業」を対象に、対象設備の追加等を目的に整備された制度です。

「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」では、中小企業投資促進税制では対象外となる「器具や備品」「建物付属設備」についても税制優遇の対象となっています。

この制度を利用するためには、都道府県中小企業団体中央会、商工会等の「認定経営革新等支援機関」から経営改善に関する指導及び助言を受け、導入する設備・機器については経営改善に役立つ資産として書類に記載してもらう必要があります。

特別償却30%、税額控除7%については中小企業投資促進税制と同じです。
【商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要】詳しくはコチラ



例えばこんな設備・機器の導入に活用されています。

中小企業庁のHPでは、経営の改善に資する設備として下記のような具体的な設備等が規定されています。

[1]器具及び備品として規定されているもの

- (1)家具、電気機器、ガス機器及び家庭用具
- (2)事務機器及び通信機器
- (3)時計、試験機器及び測定機器
- (4)光学機器及び写真制作機器
- (5)看板及び広告器具
- (6)理容又は美容機器
- (7)医療機器
- (8)娯楽又はスポーツ器具 等

[2]建物附属設備として規定されているもの

- (1)電気設備
- (2)給排水又は衛生設備及びガス設備
- (3)冷房、暖房、通風又はボイラー設備
- (4)エアーカーテン又はドア自動開閉設備

- (5)アーケード又は日よけ設備
- (6)店用簡易装備
- (7)可動間仕切り 等

この他にも経営の改善に役立つ設備であれば認められる可能性もありますので、判断がつかない設備・機器がある場合等は専門家への相談などもご利用ください。

【対象事業者】

中小企業者等※税額控除は、個人事業主、資本金3000万円以下の法人

【対象となる減価償却資産(設備等)】※参照元:中小機構HPより

減価償却資産の種類	取得価額
器具備品 (ショーケース、看板、レジスター等)	単品30万円以上
建物附属設備 (空調設備、電気設備、店舗内装等)	単品60万円以上

※取得価額の下限設定があるため、安価な導入設備については対象外となる事があります。

【優遇内容】

制度を利用する中小企業者が、下記のどちらかを選択します。

[1]30%の特別償却

通常の減価償却の限度額に、特別償却を加算できます。

[2]7%の税額控除

設備投資額の7%分の法人税が控除されます。

【申請方法】

手続きは確定申告の際に「設備投資の明細書」や「経営改善指導助言書類」の写しを添付して提出する事で行います。

経営改善指導助言書類については、設備・機器の導入前に経営革新等支援機関に指導及び助言を受けて作成する事になるため、中小企業投資促進税制よりもやや手続きが多くなってしまふことはデメリットとも言えます。

経営革新等支援機関認定一覧

※10%の税額控除は、個人事業主、資本金3000万円以下の法人

対象設備は下表の5種類で、それぞれ生産性の向上や投資利益率の向上、取得価格の下限額などに一定の基準が設けられています。

【対象となる減価償却資産】※参照元:中小機構HPより

		生産性向上設備 (A 類型・工業会証明)	収益力強化設備 (B 類型・経産局確認)
要件		生産性が旧モデル比 年平均1%以上 向上する設備	投資利益率が 年平均5%以上の 投資計画に係る設備
		(取得価格/販売開始時期)	(取得価格)
対象設備	機械装置	160万円以上/10年以内	160万円以上
	測定工具および 検査工具	30万円以上/5年以内	30万円以上
	器具備品	30万円以上/6年以内	30万円以上
	建物附属 設備	60万円以上/14年以内	60万円以上
	ソフト ウェア※	70万円以上/5年以内	70万円以上

※取得価額の下限設定があるため、安価な導入設備については対象外となる事があります。

【優遇内容】

制度を利用する中小企業者が、下記のどちらかを選択します。

[1]100%の即時償却

通常の減価償却の限度額に、特別償却を加算できます。

[2]10%の税額免除

設備投資額の10%分の法人税が免除されます。

※資本金3000万円以上の中小企業は7%の税額控除となります。

【申請方法】

- 1.設備ユーザーは、当該設備を生産した設備メーカーに証明書の発行を依頼します。
※設備メーカーから依頼を受けた工業会が設備ユーザーに「[1]工業会証明書」を発行します。
- 2.設備ユーザーは、工業会証明書の発行を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに証明書の写しを添付し計画の申請を行い、「[2]計画認定書」と「[3]計画申請書の写し」の交付を受けます。
- 3.認定を受けた経営力向上計画に基づいて取得した対象設備に対し、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告の際に納税書類に「[1]工業会証明書」「[2]計画申請書」「[3]計画認定書」を添付して提出すれば手続きは完了です。

経営力向上計画とは？

経営力強化税制を利用する為には自社の経営力の向上に関する目標や具体的に行う取り組み(設備投資等)をまとめた事業計画を策定し、支援機関によって「経営力向上計画」の認定を受ける必要があります。

計画は申請書類にA4用紙2枚程度で概要をまとめればよいため、計画の参考例(※中小企業庁HPに掲載)をもとに記入していけば、文章の作成に慣れている方なら初めてでも十分対応は可能です。

下記では申請書の重要部分「自社の現状認識」「経営力向上の内容(具体的な実施事項)」について製造業の記載例を紹介します。

【製造業の記載例※中小企業庁資料より】

「自社の現状認識について」:客観的な自社の現状認識を記載します。

①	自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能承継が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③	自社の経営状況	売上は平成29年度5,300,000千円、平成30年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については平成29年度85,000千円、平成30年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性（(営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数）が低くなっていると考えられる。

「具体的な実施事項」:設備投資を行う場合はここに具体的な内容を記載します。

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ハ(2)		【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ イ(1)		【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ ホ(1)		【設備投資】主要取引先 A 社と共同で新規商品開発を行い、A 社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種（一機種3台）をパンチ・レーザ複合マシンへ（一機種2台）と更新する。この機種は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○
エ ト	吸収分割	【経営資源の組合せ】当社では扱っていない小物板金をこれまでC株式会社を外注していたが、後継者不足のC株式会社から吸収分割により小物板金製造事業を引き継ぐ。C株式会社の従業員15人は継続雇用とする。小物の板金加工を内製化することで、組立までのリードタイムを短縮化するとともに、コミュニケーションの緊密化により不良率を減少させ、当社の強みである板金から組立までの一貫生産体制を強化する。	

このほか申請書には申請者の基本情報や導入設備の詳細なども記入していくことになります。

経営強化法による支援